

令和3年10月25日
財務部
施設営繕担当部

入札制度改革について（案）

1 主旨

区では、本年2月の世田谷区公契約適正化委員会からの答申や区の公契約の現況等を踏まえ、9月には、公契約条例の趣旨や労働者への適正な賃金支払い等取組みの周知及び遵守の徹底、工事請負契約における労働環境整備等の評価や過度な低入札を抑制する仕組みの導入などの方向性による入札制度改革の素案をまとめ、その後も検討を重ねてきたところである。

今般、適正化委員会の審議等を踏まえ、来年度からの実施に向けて入札制度改革の具体的な内容を案として取りまとめたので報告する。

2 制度改革の主な内容

今回の制度改革の主な内容は、以下に示すとおりである。

（1）条例周知及び遵守の徹底

従来のチェックシートによる確認、労働報酬下限額のポスター掲示やチラシ配布、事業所訪問調査等に加え、新たに次の取組みを実施する。

- ①下請負者を含む労働者一人ひとりに対し、労働報酬下限額に係る周知カードを配布する。カードは、契約事業者から配布することとし、区は契約事業者の誓約書によりカードの配布及び条例の遵守について確認する。
- ②労働報酬下限額に係る周知カード及びポスターに、下限額が守られていないと思われる場合は、区に連絡相談を促す記述を盛り込み、調査につなげる。
- ③条例や取組みに係る詳細な手引きを作成し、契約事業者に配布する。
- ④工事請負契約に係る入札について、条例に基づく取組みを評価する仕組みを導入し、労働報酬下限額以上の賃金の支払いを確認のうえ、違反があった場合は、工事成績評定を減ずるなどの措置を講ずる。

（2）（仮称）世田谷区建設工事総合評価方式入札の導入

従来の世田谷区施工能力審査型総合評価方式入札を以下のように改定し、公契約条例の趣旨を入札制度に具体的に反映させ、品質と価格のバランスを競う入札を目指す。（詳細は別紙I～IVを参照）

①公契約条例に基づく取組みの評価

労働報酬下限額の遵守、労働環境整備等の取組状況を評価項目に加える。

②価格評価の見直し

- ・入札価格が低ければ低いほど価格点が高くなる従来の評価方法を見直し、東京都の価格評価に倣い、新たに評価基準価格（非公表）を設け、これを下回る入札は価格点を逓減させる。
- ・低入札価格調査については引き続き実施し、調査基準価格は非公表とするが、失格基準価格は事前公表とする。

③配点の設定

- ・価格点とその他の評価点との比重を1：1とする。
- ・施工能力評価点における工事成績の評価区分を細分化し、不良工事があった場合は減点とする。
- ・地域貢献評価点に地域経済振興として区内事業者への下請金額の評価を追加するとともに、災害時協力協定の評価に活動実績を加える。
- ・これらを踏まえ、価格点及びその他の評価点の配点は各50点満点とし、他の評価点の内訳は、施工能力評価点20点、地域貢献評価点15点、公契約評価点15点とする。

④試行時の措置

新制度に対応する事業者の準備期間を考慮し、令和4年度の試行実施にあたっては、対象工事の規模等に応じて、評価項目の一部を評価しないこととする。

（3）適正な発注に向けた取組み

①予定価格の設定

より実勢価格に即した予定価格設定に向け、次のように取組む。

- ・予定価格と応札価格で差が生じている解体工事等において、その中の工種について見積単価の採用方法などの見直しを行う。
- ・少額でも手間がかかる付帯工事がある場合、作業員の拘束時間等を考慮して現場実態に則した積算を行う。

②工期設定

より現場条件等に配慮した工期設定と進行管理に向け、次のように取組む。

- ・発注時に現場条件を整理し、必要な工事日数を確保する対策を講じる。
- ・現場代理人を通して、現場の工事工程管理の徹底を図る。

③発注時期の平準化

次のように、これまで以上に発注の平準化を進め、応札率の低下を防ぎ、適正な発注につなげる。

- ・年度当初に年間予定工事を確認し、工事の繁忙期回避に向け、施設所管と発注時期を調整する。
- ④その他入札参加を促す取組み
- ・現場代理人の兼任基準の緩和など、事業者が入札に参加しやすい発注条件の設定を行う。
 - ・工事内容が類似するような小規模工事について、複数施設を併せた発注を検討する。
 - ・これまで事後公表としていた予定価格 2 千万円未満の工事についても、予定価格を事前公表する。
 - ・事業者による工事費積算期間を確保するため、入札公告から開札までの標準日数を増やす。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年 10 月 公契約適正化委員会、入札監視委員会にて審議

11 月 企画総務常任委員会にて案を報告、区HP等で公表

11～12 月 第 4 回区議会定例会

12 月 関係要綱等改正、区HP等で公表

12 月～4 年 1 月 事業者説明会開催

令和 4 年 2 月 改定後の入札制度による入札公告の開始（試行）

令和 4 年度 試行実施及び試行結果検証・公表

(仮称)世田谷区建設工事総合評価方式の概要

<評価項目と配点>

下記のとおり、3つの観点からそれぞれ評価項目を設定し、合計の評価値から落札者を決定する。

$$\text{評価値} = (\text{施工能力評価点} + \text{地域貢献評価点} + \text{公契約評価点}) + \text{価格点}$$

【100点満点】 【50点満点】 【50点満点】

1. 施工能力評価点(一部改定)【計20点】

<変更点>

評価の実効性を高める観点から、以下のとおり改定する。

工事成績：評価区分を細分化し、不良等の工事実績がある事業者は減点とする。

(0~13点の間で14段階 -2~13点の間で23段階)

優良工事実績：評価対象とする期間を短縮(過去5年度 過去3年度)

対象実績が複数ある場合の加点を追加

評価項目	配点	評価の方法											
工事成績	-2~13	当該発注業種と同種の工事で過去5年内に完了したものを対象に、直近3件の工事成績評定を平均した値に応じて-2~13点											
優良工事実績	0~3	公表されている最新の年度を含む過去3年内に優良工事に認定された案件が1件ある場合は2点、2件以上ある場合は3点											
配置予定技術者の資格	0~2	建設業の種類について1級技術者である場合は2点、2級技術者である場合は1点											
配置予定技術者の実績	0~2	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>同種工事</td> <td>類似工事</td> </tr> <tr> <td>監理(主任)技術者として係わった場合</td> <td>2点</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>担当技術者として係わった場合</td> <td>1点</td> <td>0.5点</td> </tr> </table> <p>当該発注工事と同一の工種で、高さ、長さ、面積等の規模や請負金額等が当該発注工事と同程度以上のものを「同種工事」、当該発注工事より小規模ながら経験として有用なものを「類似工事」という</p>		同種工事	類似工事	監理(主任)技術者として係わった場合	2点	1点	担当技術者として係わった場合	1点	0.5点		
	同種工事	類似工事											
監理(主任)技術者として係わった場合	2点	1点											
担当技術者として係わった場合	1点	0.5点											

2. 地域貢献評価点(一部改定、項目追加)【計15点】

<変更点>

評価の実効性を高めるとともに公契約条例に基づく地域経済振興を評価するため、以下の項目を一部改定、項目追加する。

災害時協力協定の締結、区内本店の加点を拡充(それぞれ2点 3点)

災害時協力協定に基づく活動実績の評価を追加

災害時協力協定に準ずる協定の評価を廃止

地域経済振興として区内事業者への下請金額等の評価項目を追加

評価項目	配点	評価の方法
災害時協力協定	0~6	公告時点において区と災害時協力協定を締結している場合は3点、更に過去3年度内に災害時協力協定に基づき活動した実績がある場合は3点
区内本店	0~3	公告時点において、区内に本店を有し入札参加資格登録を受けている場合は3点
地域経済振興	0~6	過去3年度内に完了した区発注工事のうち直近3件の中から事業者が選んだ1件について、自社施工(区内の本店又は営業所に限る)及び区内事業者への下請(一次下請に限る)の金額が占める割合が25%以上であれば2点、50%以上であれば4点、75%以上であれば6点

3. 公契約評価点(新設)【計15点】

<新設の方針>

公契約条例の趣旨に沿った具体的な取組みを評価する。なお、同条例や法律等に遵守の規定のあるものについて未達成の場合は減点とする。

評価指標は、事業者が特段の負担を要さずに達成状況を客観的かつ容易に証明し得るものとすることを念頭に、建設業法に基づく経営事項審査や国・都における各種認定制度等を基本とする。

評価は原則として入札公告時点の事業者の達成状況に対して行う。ただし、「賃金支払の状況」については当該案件での取組みを評価するため、入札参加時に労働報酬下限額の遵守の誓約をもとに評価し、履行後に遵守状況を確認する。

評価対象の事業者は原則として入札参加者であるが、「賃金支払の状況」については下請負者がある場合、その労働者への賃金支払いにおいても遵守が求められるため下請負者も含めて評価する。

評価項目	配点	評価の方法															
賃金支払の状況	-2~0	当該発注工事に従事する全職種について、世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額を遵守できない場合には-2点															
労働福祉の状況	0~3	退職金制度等の配備状況について、経営事項審査における「労働福祉の状況」の点数を評価する。 <table border="1"> <tr> <th>「労働福祉の状況」の点数</th> <th>評価点</th> </tr> <tr> <td>45点</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>30点</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>15点</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>5点以下</td> <td>0点</td> </tr> </table>	「労働福祉の状況」の点数	評価点	45点	3点	30点	2点	15点	1点	5点以下	0点					
「労働福祉の状況」の点数	評価点																
45点	3点																
30点	2点																
15点	1点																
5点以下	0点																
労働安全衛生	0~4	建設業労働災害防止協会へ加入していれば2点、同協会のコスモス(COHSMS)又はコンパクトコスモスに認定されれば2点															
建設キャリアアップシステム	0~2	建設キャリアアップシステムへの事業者登録をしていれば2点															
男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス	0~2	次の制度について2つ以上の認定がされれば2点、1つ認定されれば1点 <ul style="list-style-type: none"> 東京ライフ・ワーク・バランス認定 えるぼし認定 くるみん認定 															
障害者雇用	-2~2	<p>【法定雇用義務がある事業者の場合】</p> <table border="1"> <tr> <th>内容</th> <th>評価点</th> </tr> <tr> <td>法定雇用率を達成の上、加えて1名以上を雇用</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用率を達成</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用率を達成していない</td> <td>-2点</td> </tr> </table> <p>【法定雇用義務がない事業者の場合】</p> <table border="1"> <tr> <th>内容</th> <th>評価点</th> </tr> <tr> <td>1名以上雇用</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>雇用していない</td> <td>0点</td> </tr> </table> <p>「1名」の定義は障害者雇用促進法における雇用率算定の考え方に関する</p>	内容	評価点	法定雇用率を達成の上、加えて1名以上を雇用	2点	法定雇用率を達成	0点	法定雇用率を達成していない	-2点	内容	評価点	1名以上雇用	2点	雇用していない	0点	
内容	評価点																
法定雇用率を達成の上、加えて1名以上を雇用	2点																
法定雇用率を達成	0点																
法定雇用率を達成していない	-2点																
内容	評価点																
1名以上雇用	2点																
雇用していない	0点																
若年者雇用	0~2	経営事項審査における「若年技術職員の継続的な育成及び確保」「新規熟年技術職員の育成及び確保」において2つとも該当していれば2点、1つのみ該当していれば1点															

各評価項目の詳細は裏面「5. 公契約評価点として新設する評価項目について」参照

1~3の各評価点のうち、個々の発注案件にどの評価項目を用いるかは案件ごとに定める。

4. 評価項目に係る実効性担保の取組み

(1) 入札時の確認

各評価項目に係る証明書類の提出によって確認する。

労働報酬下限額について、各職種における最も安価な労働者の賃金額の申告、誓約書の提出によって確認する。

(2) 工事竣工時の確認

労働報酬下限額について、各職種における最も安価な労働者の賃金台帳等の写しの提出によって確認する。

(3) 不履行時のペナルティ

労働報酬下限額が遵守されていない等、入札時の申告どおりの履行がされなかった場合は工事成績評定を減点する。

入札時の申告に虚偽があった場合には契約の解除や指名停止の措置をとることがある。

(4) 労働報酬下限額の周知強化

労働者への周知カードの配布、現場作業所等でのポスター掲示により、労働報酬下限額の周知を強化するとともに、下限額が守られていないと思われる場合に区への連絡相談を促す。

5. 公契約評価点として新設する評価項目について

(1) 賃金支払の状況

【労働報酬下限額】

世田谷区公契約条例に基づき、事業者が労働者に支払う報酬の下限とすべき額として定められているもの。工事請負契約では、予定価格 3,000 万円以上の契約が対象となり、国土交通省が定義する 51 職種の技能労働者のうち熟練労働者については、公共工事設計労務単価の 85% の額としている。

(2) 労働福祉の状況

【経営事項審査における「労働福祉の状況】

経営事項審査における審査項目のひとつ。次の項目によって - 120 点 ~ 45 点の間で審査される。

加点される項目（1つ加入、導入につき 15 点）

・建設業退職金共済制度 　・退職一時金制度又は企業年金制度 　・法定外労働災害補償制度

減点される項目（1つ未加入につき - 40 点）

・雇用保険 　・健康保険 　・厚生年金保険

(3) 労働安全衛生

【建設業労働災害防止協会】

労働災害防止団体法に基づき建設業における労働災害防止を図ることを目的に設置された団体。加入すると安全管理士等による技術指導、安全診断、安全パトロール等が受けられる。

【コスマス（COHMS）認定】

建設業労働災害防止協会による、労働安全衛生マネジメントシステムの構築・実施状況についての評価・認定制度。コンパクトコスマスは労働者数 50 人程度の中小規模建設事業場向けに、コスマスよりもシステムの実施運用の負担を軽減したもの。

(4) 建設キャリアアップシステム

【建設キャリアアップシステム（CCUS）】

建設業に従事する技能者の就業履歴や保有資格等を、業界統一のルールで蓄積することにより、技能者の待遇改善や技能研鑽を図る仕組み。各技能者に IC カードを交付し、現場入場の際にカードリーダーで読み取ることで個々の技能者の就業履歴等がシステムに登録・蓄積される。

(5) 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス

【東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度】

東京都が実施する、生活と仕事の調和の実現に向けて優れた取組みを行っている中小企業等を認定する制度。都内に本社又は主たる事業所を置き、常時雇用する従業員の数が 300 人以下の企業等が対象。

【えるぼし認定】

厚生労働省が実施する、女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たす企業について、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業として認定する制度。

【くるみん認定】

厚生労働省が実施する、次世代育成支援対策推進法に基づき、一定基準を満たす企業について、子育てサポート企業として認定する制度。

(6) 障害者雇用

【障害者雇用率制度】

障害者雇用促進法に基づき、事業主に法定雇用率以上の割合で障害者を雇用するよう義務付ける制度。令和 3 年 3 月 1 日現在、民間企業の法定雇用率は 2.3%（ただし、建設業は 20% の除外率が定められている）。

(7) 若年者雇用

【経営事項審査における「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況】

経営事項審査における審査項目のひとつ。次の 2 項目の該当有無によって審査される。

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況

満 35 歳未満の技術職員の人数の割合が、技術職員の人数合計の 15% 以上の場合、該当

新規若年技術職員の育成及び確保の状況

満 35 歳未満の技術職員のうち審査対象年内に新たに技術職員となった者の割合が、技術職員の人数合計の 1 % 以上の場合、該当

<価格の評価>

価格点の算定方法

<価格点の考え方>

(1) 評価の方法

価格点は、入札価格から右の算定式に基づき、算出する。最も適正と考えられる価格として評価基準価格を設定し、当該価格での入札を満点(50点)として評価する。

(2) 評価の特徴

東京都の総合評価方式における評価方法に準拠し、評価基準価格を下回るほど価格評価が遞減する。

評価基準価格近傍の入札においては価格評価の差が小さく、評価基準価格から離れるほど差が大きくなる評価方法とする。また、原則として、評価基準価格との差が同額で評価基準価格より高い入札と低い入札があった場合は、価格が低い入札の価格点が高くなるように設定する。

(3) 評価基準価格の算定方法

評価基準価格の設定にあたっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質確保の徹底の観点から、国においては調査基準価格の算定方法とされ、また、東京都の総合評価方式においては区の評価基準価格に相応する価格の算定方法とされている算定式を採用する。

<算定式>

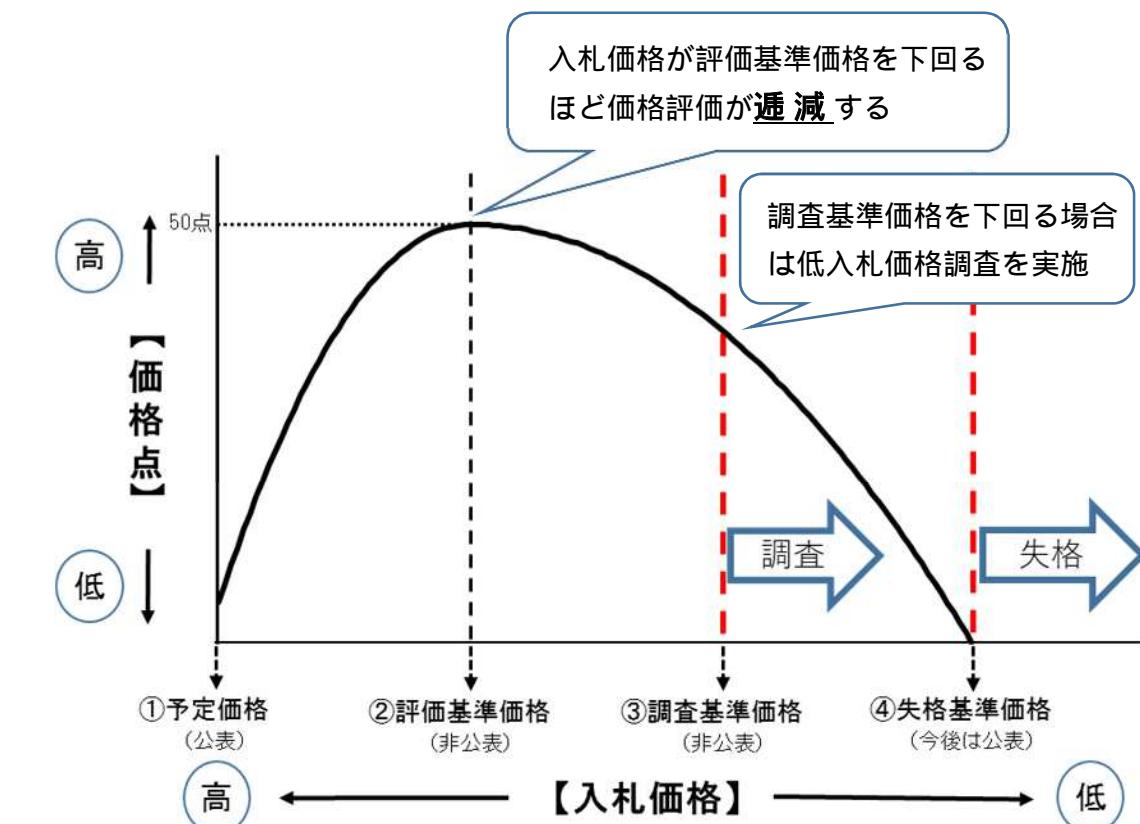
(1) 「入札価格 評価基準価格」の場合

$$50 - 50 \times \frac{9 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}{10 \times \left(\frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} - 1 \right)^2}$$

(2) 「入札価格 < 評価基準価格」の場合

$$50 - 50 \times \frac{\left(\frac{\text{入札価格} - \text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}{\left(\frac{\text{評価基準価格} - \text{失格基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}$$

<イメージ図>



[各価格の考え方]

種別	考え方	算定方法	設定範囲	金額の公表
予定価格	契約金額の上限としてあらかじめ設定する価格。競争入札は予定価格の制限の範囲内で行われる。	積算基準等によって適正に算出された設計金額に基づき決定する。直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、発生材売却費等によって構成される。		事前公表
評価基準価格	予定価格の制限の範囲内で競争入札を行うことで、企業の工夫等により一定の見積努力が可能と考えられるが、適正な労働環境、品質を確保するため、最も適正と思われる価格として評価基準価格を設定し、評価基準価格を下回る入札では価格点が遞減するものとする。	直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費等 × 0.55 + 発生材売却費等 解体工事の場合は、直接工事費の乗率を 0.8 とする。	予定価格の 75% ~ 92%	非公表
調査基準価格	契約の内容に適合した履行がされないおそれのある価格での落札を防止するため、調査基準価格を設定し、当該価格を下回る入札については低入札価格調査を実施する。	算定式は非公表	予定価格の 75% ~ 92% (これまで 70% ~ 90%)	非公表
失格基準価格	契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格として失格基準価格を設定し、当該価格を下回る入札は失格とする。	算定式は非公表	設定範囲は定めない (これまで調査基準価格の範囲内)	事前公表 (これまで非公表)

各価格の設定は高い順から、予定価格、評価基準価格、調査基準価格、失格基準価格とする。

<評価シミュレーション>

【シミュレーションの条件】

- ・予定価格は5,000万円（税抜）とする。
- ・事例では、評価基準価格を4,500万円（税抜）と設定する。なお、評価基準価格は、実際の入札においても開札後であれば推定し得るものである。
- ・各社の施工能力評価点、地域貢献評価点、公契約評価点は、事例1～3において同じ値としており、入札価格のみが異なる。

【事例1】全ての事業者が評価基準価格よりも高い金額で入札した場合

	入札価格	価格点	施工能力評価点	地域貢献評価点	公契約評価点	価格点以外の合計	評価値(合計)	順位
A社	4,950万円	13.55点	12点	10点	5点	27点	40.55点	3位
B社	4,900万円	21.2点	7点	6点	5点	18点	39.2点	4位
C社	4,850万円	27.95点	7.5点	8点	6点	21.5点	49.45点	2位
D社	4,800万円	33.8点	6点	8点	4点	18点	51.8点	1位(落札)

予定価格近辺での入札では価格点の差が大きく、価格点が優位な事業者が落札しやすい。

【事例2】評価基準価格近辺で入札が行われた場合（D社のみ評価基準価格以下で入札）

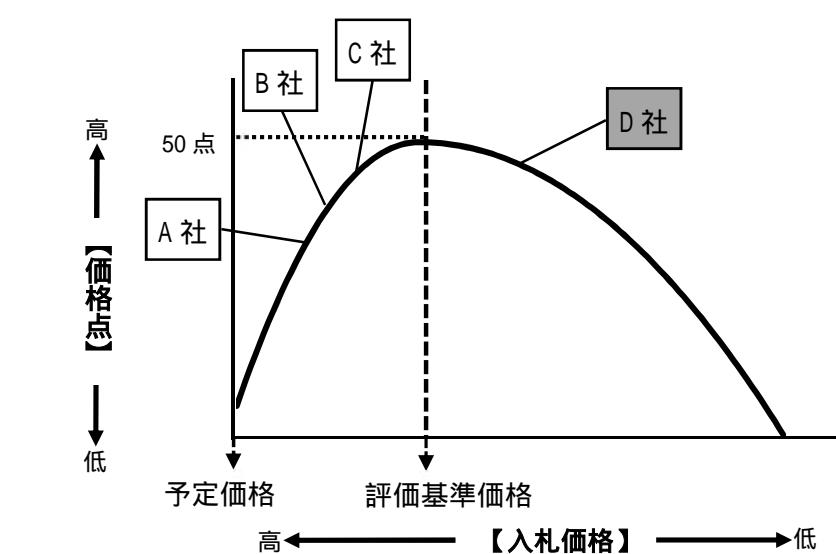
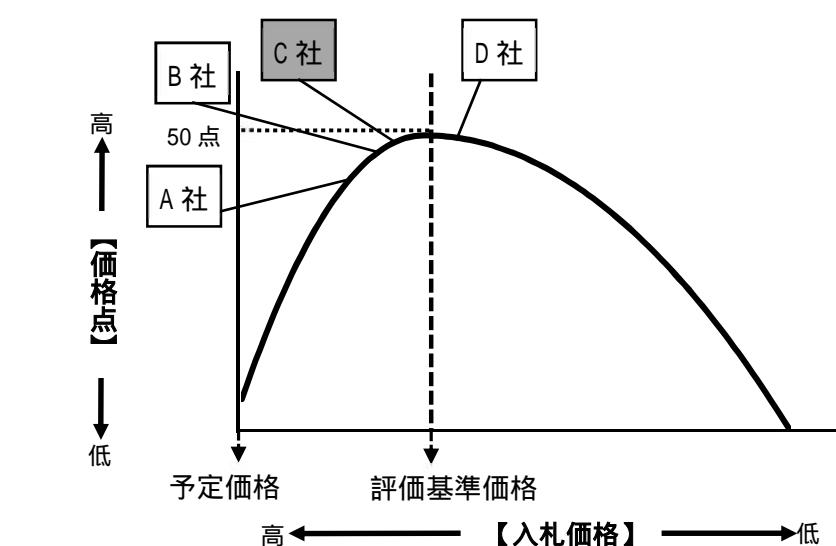
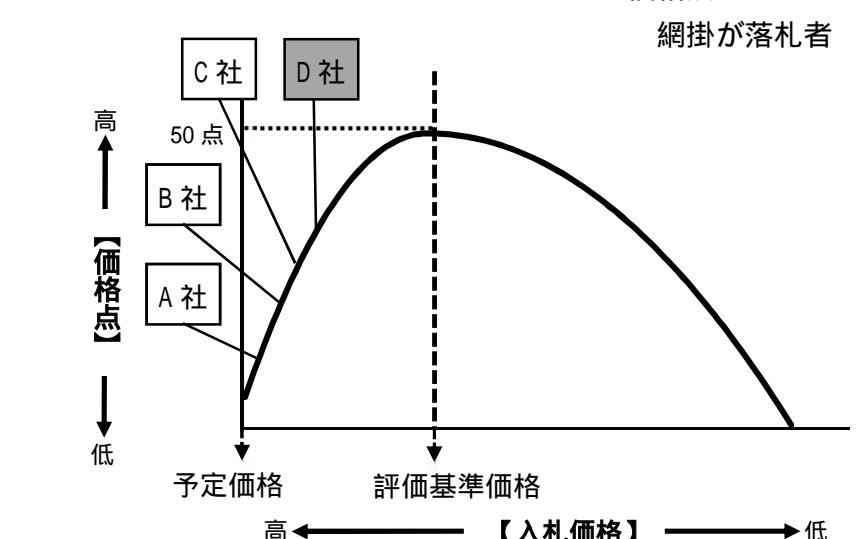
	入札価格	価格点	施工能力評価点	地域貢献評価点	公契約評価点	価格点以外の合計	評価値(合計)	順位
A社	4,700万円	42.8点	12点	10点	5点	27点	69.8点	2位
B社	4,600万円	48.2点	7点	6点	5点	18点	66.2点	4位
C社	4,550万円	49.55点	7.5点	8点	6点	21.5点	71.05点	1位(落札)
D社	4,450万円	49.875点	6点	8点	4点	18点	67.875点	3位

評価基準価格近辺での入札では価格点の差が小さく、価格点以外の点数が大きく影響する。

【事例3】評価基準価格を上回る価格と下回る価格に入札が分かれた場合（D社のみ評価基準価格以下で入札）

	入札価格	価格点	施工能力評価点	地域貢献評価点	公契約評価点	価格点以外の合計	評価値(合計)	順位
A社	4,800万円	33.8点	12点	10点	5点	27点	60.8点	3位
B社	4,750万円	38.75点	7点	6点	5点	18点	56.75点	4位
C社	4,700万円	42.8点	7.5点	8点	6点	21.5点	64.3点	2位
D社	4,250万円	46.875点	6点	8点	4点	18点	64.875点	1位(落札)

評価基準価格を下回ると価格評価が遞減するが、過度な低価格入札でなければ落札することもできる。



<試行内容と検証方法>

1. 試行時の評価項目の設定

(1) 試行時の評価項目の設定

新制度に対応する事業者の準備期間を考慮し、試行実施にあたっては、対象工事の規模等に応じて、評価項目の一部を評価しないこととする。

(2) 配点の取扱い

評価項目の一部を評価しない場合も、価格評価と価格以外の評価項目の配点比重は50点：50点の合計100点満点とし、価格以外の評価項目については採用した項目の配点に係数を乗じることで常に50点満点となるようにする。

例) 価格以外の評価の配点の合計値(満点)が42点の場合

「価格以外の評価」項目の点 × (50点 ÷ 42点)

(3) 必須項目と選択項目の区分

全ての案件に採用する必須項目と案件によって採用しないことのある選択項目の区分は、以下のとおりとする。

評価項目		配点	評価項目の選択
価格評価		50	
価格以外の評価	施工能力評価	工事成績	13
		優良工事実績	3
		配置予定技術者の資格	2
		配置予定技術者の実績	2
地域貢献評価		災害時協力協定	6
		区内本店	3
		地域経済振興	6
公契約評価		賃金支払の状況	0
		労働福祉の状況	3
		労働安全衛生	4
		建設キャリアアップシステム	2
		男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス	2
		障害者雇用	2
		若年者雇用	2

<凡例> 必須の評価項目、選択対象の評価項目、* 予定価格3,000万円未満の案件においては対象外

2. 試行の対象案件

令和4年度契約案件のうち、施工難易度の高い案件やより大きな波及効果が見込まれる高額案件を中心に実施することとし、様々な発注工種・発注格付について案件を選定する。

建築工事：8件程度

設備工事：5件程度

土木工事：5件程度

造園工事：3件程度

3. 試行の検証方法

(1) 試行の検証方法

入札結果の分析

以下の8項目を中心として従前制度との比較分析を行う。

- ア 入札価格
- イ 落札率
- ウ 入札参加者数
- エ 応札率
- オ 低入札価格調査件数
- カ 不調の発生件数
- キ 事業者ごとの各評価項目の得点
- ク 各評価項目の達成状況

入札参加事業者へのアンケート

以下の5項目を中心として入札参加事業者へのアンケートを実施する。

- ア 総合評価方式への参加意欲
- イ 証明書類の提出等に要する期間、事務負担
- ウ 各評価項目の達成難易度、達成への意欲
- エ 各評価項目、配点に関する意見
- オ 制度全般に関する意見

(2) 区民や区議会等への公表・報告

試行実施状況や検証結果については、区のホームページを通じて区民に公表するとともに、区議会や公契約適正化委員会・入札監視委員会に報告し、いただいたご意見等を踏まえ、本格実施へ向けた検討を進める。

